

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号	配R7－1	経営管理実施権の設定を受ける者（丙）			(名称) 株式会社 ヨネザワ・フォレスト 代表取締役 米澤正憲						(所在地) 日光市今市9 7 番地 1 1			
		経営管理実施権を設定する市町村（乙）			(名称) 日光市長 瀬高哲雄						(所在地) 日光市今市本町1番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間（終期）（B）	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭（E）の額の算定方法	備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
1	日光市木和田島	379	17	25	山林	0.04	スギ	51	公告の日から	R13.3.31	別添1 参照	別添2 参照	—	集5－1
2	日光市木和田島	2632	17	55	山林	1.13	スギ ヒノキ	48	同上	同上	同上	同上	—	
				57										
3	日光市木和田島	201-1	17	9	山林	0.03	スギ	51	同上	同上	同上	同上	—	集5－2
4	日光市木和田島	2658	17	75	山林	0.12	スギ	54	同上	同上	同上	同上	—	
5	日光市木和田島	2613	17	42	山林	0.33	スギ	59	同上	同上	同上	同上	—	集5－3
				39										
				40										
6	日光市木和田島	2602	17	33	山林	0.15	スギ	69	同上	同上	同上	同上	—	
7	日光市木和田島	2620 2621	17	13	山林	0.06	スギ ヒノキ	72	同上	同上	同上	同上	—	
8	日光市木和田島	2625	17	48	山林	0.87	スギ	67	同上	同上	同上	同上	—	
9	日光市木和田島	2592	17	12	山林	0.71	スギ	67	同上	同上	同上	同上	—	集5－4
				13										
10	日光市木和田島	2626	17	52	山林	1.42	スギ その他 広葉樹	56	同上	同上	同上	同上	—	集5－6
				64					同上	同上	同上	同上	—	
				63					同上	同上	同上	同上	—	
11	日光市木和田島	2608	17	64	山林		スギ	56	同上	同上	同上	同上	—	
				52					同上	同上	同上	同上	—	

12	日光市木和田島	2596	17	34	山林	0.03	スギ	54	同上	同上	同上	同上	—	
13	日光市木和田島	2600	17	34	山林	0.05	スギ	64	同上	同上	同上	同上	—	
14	日光市木和田島	2609	17	47	山林	0.09	ヒノキ	54	同上	同上	同上	同上	—	
15	日光市木和田島	2612-1	17	44	山林	0.26	スギ	66	同上	同上	同上	同上	—	
16	日光市木和田島	2593	17	17	山林	0.05	スギ	62	同上	同上	同上	同上	—	
17	日光市木和田島	2659	17	76	山林	0.07	スギ	59	同上	同上	同上	同上	—	
18	日光市木和田島	2595	17	40	山林	0.01	スギ	59	同上	同上	同上	同上	—	
19	日光市木和田島	2646	17	78	山林	0.04	スギ	69	同上	同上	同上	同上	—	
20	日光市木和田島	2606	17	31	山林	0.08	ヒノキ	69	同上	同上	同上	同上	—	集5-7
21	日光市木和田島	2610	17	46	山林	0.07	スギ	67	同上	同上	同上	同上	—	
22	日光市木和田島	2618-1	17	78	山林	0.08	スギ	105	同上	同上	同上	同上	—	
23	日光市木和田島	2633	17	85	山林	0.17	スギ	69	同上	同上	同上	同上	—	
24	日光市木和田島	2647	17	56	山林	0.05	スギ	59	同上	同上	同上	同上	—	
25	日光市木和田島	2651	17	60	山林	0.04	スギ	48	同上	同上	同上	同上	—	
26	日光市木和田島	2597	17	34	山林	0.03	ヒノキ	54	同上	同上	同上	同上	—	集5-8
27	日光市木和田島	2611	17	43	山林	0.07	スギ	99	同上	同上	同上	同上	—	
28	日光市木和田島	2614	17	39	山林	0.08	スギ	82	同上	同上	同上	同上	—	
29	日光市木和田島	2617	17	38	山林	0.04	スギ	105	同上	同上	同上	同上	—	
30	日光市木和田島	2628	17	51	山林	0.22	ヒノキ	104	同上	同上	同上	同上	—	
31	日光市木和田島	2630 -12, 13	17	92	山林	0.11	スギ	64	同上	同上	同上	同上	—	
32	日光市木和田島	2668	17	73	山林	0.03	スギ	64	同上	同上	同上	同上	—	
33	日光市木和田島	3137 3138	17	73	山林	0.13	ヒノキ	64	同上	同上	同上	同上	—	
34	日光市木和田島	3142	17	28 25	山林	0.75	スギ	51	同上	同上	同上	同上	—	
35	日光市木和田島	2634	17	85	山林	0.18	スギ	69	同上	同上	同上	同上	—	集5-10

36	日光市木和田島	2639	17	99	山林	0.44	スギ	56	同上	同上	同上	同上	—	
				91					同上	同上	同上	同上	—	
37	日光市木和田島	2630-2	17	91	保安林		スギ	56	同上	同上	同上	同上	—	
38	日光市木和田島	2644	17	73	山林	0.09	スギ	64	同上	同上	同上	同上	—	
39	日光市木和田島	2657	17	74	山林		スギ	56	同上	同上	同上	同上	—	
40	日光市木和田島	2660	17	78	山林		スギ	59	同上	同上	同上	同上	—	
41	日光市木和田島	2648	17	77	山林	0.07	スギ	61	同上	同上	同上	同上	—	
42	日光市木和田島	2571-1	17	80	山林	0.25	その他	67	同上	同上	同上	同上	—	集5-11
43	日光市木和田島	2572-1	17	81	山林		スギ	51	同上	同上	同上	同上	—	
44	日光市木和田島	2573	17	79	山林	4.40	スギ ヒノキ	62	同上	同上	同上	同上	—	
45	日光市木和田島	2574	17	77	山林		スギ	61	同上	同上	同上	同上	—	
46	日光市木和田島	2575	17	77	山林		スギ	69	同上	同上	同上	同上	—	
47	日光市木和田島	2576	17	77	山林		スギ	54	同上	同上	同上	同上	—	
48	日光市木和田島	2577	17	77	山林		ヒノキ	84	同上	同上	同上	同上	—	
49	日光市木和田島	2579	17	74	山林		スギ	67	同上	同上	同上	同上	—	
50	日光市木和田島	2581	17	4	山林		スギ ヒノキ	74	同上	同上	同上	同上	—	
51	日光市木和田島	2582	17	3	山林		スギ	84	同上	同上	同上	同上	—	
52	日光市木和田島	2583	17	5	山林		スギ	62	同上	同上	同上	同上	—	
53	日光市木和田島	2584	17	5	山林		スギ	62	同上	同上	同上	同上	—	
54	日光市木和田島	2585	17	1	山林		スギ	74	同上	同上	同上	同上	—	
55	日光市木和田島	2588	17	1	山林		スギ	69	同上	同上	同上	同上	—	
56	日光市木和田島	2598-1	17	22	山林	0.14	スギ	61	同上	同上	同上	同上	—	
57	日光市木和田島	2580②	17	72	山林	1.47	スギ	62	同上	同上	同上	同上	—	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									Ａの森林所有者（甲）				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	丙が甲にＤを支払 うべき時期、相手 方及び方法	丙が乙にＥ を支払うべき時期	
1	日光市木和田島	379	17	25	山林	0.04	スギ	51				—	集5-1
2	日光市木和田島	2632	17	55	山林	1.13	スギ ヒノキ	48				—	
				57									
3	日光市木和田島	201-1	17	9	山林	0.03	スギ	51				—	集5-2
4	日光市木和田島	2658	17	75	山林	0.12	スギ	54				—	
5	日光市木和田島	2613	17	42	山林	0.33	スギ	59				—	集5-3
				39								—	
				40								—	
6	日光市木和田島	2602	17	33	山林	0.15	スギ	69				—	
7	日光市木和田島	2620 2621	17	13	山林	0.06	スギ ヒノキ	72				—	
8	日光市木和田島	2625	17	48	山林	0.87	スギ	67				—	
9	日光市木和田島	2592	17	12	山林	0.71	スギ	67				—	集5-4
				13								—	
10	日光市木和田島	2626	17	52	山林	1.42	スギ その他 広葉樹	56				—	集5-6
				64								—	
				63								—	
11	日光市木和田島	2608	17	64	山林		スギ	56				—	
				52								—	
12	日光市木和田島	2596	17	34	山林	0.03	スギ	54				—	
13	日光市木和田島	2600	17	34	山林	0.05	スギ	64				—	
14	日光市木和田島	2609	17	47	山林	0.09	ヒノキ	54				—	
15	日光市木和田島	2612-1	17	44	山林	0.26	スギ	66				—	
16	日光市木和田島	2593	17	17	山林	0.05	スギ	66				—	

17	日光市木和田島	2659	17	76	山林	0.07	スギ	59				—	
18	日光市木和田島	2595	17	40	山林	0.01	スギ	59				—	
19	日光市木和田島	2646	17	78	山林	0.04	スギ	69				—	
20	日光市木和田島	2606	17	31	山林	0.08	ヒノキ	69				—	集5-7
21	日光市木和田島	2610	17	46	山林	0.07	スギ	67				—	
22	日光市木和田島	2618-1	17	78	山林	0.08	スギ	105				—	
23	日光市木和田島	2633	17	85	山林	0.17	スギ	69				—	
24	日光市木和田島	2647	17	56	山林	0.05	スギ	59				—	
25	日光市木和田島	2651	17	60	山林	0.04	スギ	48				—	
26	日光市木和田島	2597	17	34	山林	0.03	ヒノキ	54				—	集5-8
27	日光市木和田島	2611	17	43	山林	0.07	スギ	99				—	
28	日光市木和田島	2614	17	39	山林	0.08	スギ	82				—	
29	日光市木和田島	2617	17	38	山林	0.04	スギ	105				—	
30	日光市木和田島	2628	17	51	山林	0.22	ヒノキ	104				—	
31	日光市木和田島	2630 -12, 13	17	92	山林	0.11	スギ	64				—	
32	日光市木和田島	2668	17	73	山林	0.03	スギ	64				—	
33	日光市木和田島	3137 3138	17	73	山林	0.13	ヒノキ	64				—	
34	日光市木和田島	3142	17	28 25	山林	0.75	スギ	51				—	
35	日光市木和田島	2634	17	85	山林	0.18	スギ	69				—	集5-10
36	日光市木和田島	2639	17	99	山林	0.44	スギ	56				—	
				91								—	
37	日光市木和田島	2630-2	17	91	保安林		スギ	56				—	
38	日光市木和田島	2644	17	73	山林		スギ	64				—	
39	日光市木和田島	2657	17	74	山林	0.09	スギ	56				—	
40	日光市木和田島	2660	17	78	山林	0.27	スギ	59				—	
41	日光市木和田島	2648	17	77	山林	0.07	スギ	61				—	

42	日光市木和田島	2571-1	17	80	山林	0.25	その他	67				—	集5-11
43	日光市木和田島	2572-1	17	81	山林		スギ	51				—	
44	日光市木和田島	2573	17	79	山林	4.40	スギ ヒノキ	62				—	
45	日光市木和田島	2574	17	77	山林		スギ	61				—	
46	日光市木和田島	2575	17	77	山林		スギ	69				—	
47	日光市木和田島	2576	17	77	山林		スギ	54				—	
48	日光市木和田島	2577	17	77	山林		ヒノキ	84				—	
49	日光市木和田島	2579	17	74	山林		スギ	67				—	
50	日光市木和田島	2581	17	4	山林		スギ ヒノキ	74				—	
51	日光市木和田島	2582	17	3	山林		スギ	84				—	
52	日光市木和田島	2583	17	5	山林		スギ	62				—	
53	日光市木和田島	2584	17	5	山林		スギ	62				—	
54	日光市木和田島	2585	17	1	山林		スギ	74				—	
55	日光市木和田島	2588	17	1	山林		スギ	69				—	
56	日光市木和田島	2598-1	17	22	山林	0.14	スギ	61				—	
57	日光市木和田島	2580②	17	72	山林	1.47	スギ	62				—	
58	日光市木和田島	197	17	1	山林	0.58	スギ	74				—	
59	日光市木和田島	2586	18	1	山林		スギ	74				—	
60	日光市木和田島	2587	18	80	山林		スギ	79				—	
61	日光市木和田島	2589	17	10	山林		スギ	64				—	
62	日光市木和田島	2590	17	11	山林		スギ	64				—	
63	日光市木和田島	2591	17	21	山林		スギ	61				—	
64	日光市木和田島	3231	17	21	山林		スギ	61				—	
				10	山林							—	
				9	山林							—	
	日光市木和田島			6	山林							—	

65	日光市木和田島	2663-1	17	69	山林	0.17	スギ	52				—	集5-13
				71								—	
66	日光市木和田島	2601	17	35	山林	0.08	スギ ヒノキ	69 53				—	
67	日光市木和田島	2619	17	15	山林	0.11	スギ	67				—	
68	日光市木和田島	2650	17	59	山林	0.14	スギ	61				—	
69	日光市木和田島	2653 2654	17	63	山林	0.24	スギ	62				—	
			17	64								—	
70	日光市木和田島	2615	17	41	山林	0.04	スギ	71				—	
71	日光市木和田島	2604	17	33	山林	0.06	スギ	69				—	
72	日光市木和田島	2605	17	33	山林		スギ	69				—	
73	日光市木和田島	355①	17	23	山林	0.09	スギ	64				—	集5-15

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上） 株式会社 ヨネザワ・フォレスト 代表取締役 米澤正憲

印

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上） 日光市長 瀬高哲雄

印

（記載注意）

- （１） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- （３） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （４） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （５） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に、その一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うのに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にあたる立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、あらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払い又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

なお、経営管理実施権配分計画の策定時に丙が提示した見積金額であらかじめ清算している場合にあっては、甲への明細書の通知は要しない。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、(1)及び、(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。

② 丙は、甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続きは丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実行しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことができない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲に支払うべき金銭を除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及び経営管理実施権配分計画に義務が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
日光市木和田島	379	17	25		○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。
日光市木和田島	2632	17	55		
			57		
日光市木和田島	201-1	17	9		○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
日光市木和田島	2658	17	75		
			42		
日光市木和田島	2613	17	39		○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
			40		
			33		
日光市木和田島	2602	17	13		
日光市木和田島	2620・2621	17	48		
日光市木和田島	2625	17	12		
日光市木和田島	2592	17	13		
			52		
日光市木和田島	2626	17	64		
			63		
日光市木和田島	2608	17	64		
			52		
日光市木和田島	2596	17	34		
日光市木和田島	2600	17	34		
日光市木和田島	2609	17	47		
日光市木和田島	2612-1	17	44		
日光市木和田島	2593	17	17		
日光市木和田島	2659	17	76		
日光市木和田島	2595	17	40		
日光市木和田島	2646	17	78		
日光市木和田島	2606	17	31		
日光市木和田島	2610	17	46		
日光市木和田島	2618-1	17	78		
日光市木和田島	2633	17	85		
日光市木和田島	2647	17	56		
日光市木和田島	2651	17	60		
日光市木和田島	2597	17	34		
日光市木和田島	2611	17	43		
日光市木和田島	2614	17	39		
日光市木和田島	2617	17	38		
日光市木和田島	2628	17	51		
日光市木和田島	2630-12, 13	17	92		
日光市木和田島	2668	17	73		
日光市木和田島	3137・3138	17	73		
日光市木和田島	3142	17	25. 28		
日光市木和田島	2634	17	85		

日光市木和田島	2639	17	99
			91
日光市木和田島	2630-2	17	91
日光市木和田島	2644	17	73
日光市木和田島	2657	17	74
日光市木和田島	2660	17	78
日光市木和田島	2648	17	77
日光市木和田島	2571-1	17	80
日光市木和田島	2572-1	17	81
日光市木和田島	2573	17	79
日光市木和田島	2574	17	77
日光市木和田島	2575	17	77
日光市木和田島	2576	17	77
日光市木和田島	2577	17	77
日光市木和田島	2579	17	74
日光市木和田島	2581	17	4
日光市木和田島	2582	17	3
日光市木和田島	2583	17	5
日光市木和田島	2584	17	5
日光市木和田島	2585	17	1
日光市木和田島	2588	17	1
日光市木和田島	2598-1	17	22
日光市木和田島	2580②	17	72
日光市木和田島	197	17	1
日光市木和田島	2586	17	1
日光市木和田島	2587	17	80
日光市木和田島	2589	17	10
日光市木和田島	2590	17	11
日光市木和田島	2591	17	21
日光市木和田島	3231	17	21
			10
			9
			6
日光市木和田島	2663-1	17	69
日光市木和田島			71
日光市木和田島	2601	17	35
日光市木和田島	2619	17	15
日光市木和田島	2650	17	59
日光市木和田島	2653・2654	17	63
			64
日光市木和田島	2615	17	41
日光市木和田島	2604	17	33
日光市木和田島	2605	17	33
日光市木和田島	355①	17	23

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	（1．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2．木材の販売収益の額の算定方法） ○利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、実際に利用間伐を行うに当たり要した経費とする。 （4．留意事項） ○ 丙が利用間伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記（3．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	日光市木和田島	379	17	25	
	日光市木和田島	2632	17	55	
				57	
	日光市木和田島	201-1	17	9	
	日光市木和田島	2658	17	75	
	日光市木和田島	2613	17	42	
				39	
				40	
	日光市木和田島	2602	17	33	
	日光市木和田島	2620・2621	17	13	
	日光市木和田島	2625	17	48	
	日光市木和田島	2592	17	12	
				13	
	日光市木和田島	2626	17	52	
				64	
				63	
	日光市木和田島	2608	17	64	
				52	
	日光市木和田島	2596	17	34	
	日光市木和田島	2600	17	34	
	日光市木和田島	2609	17	47	
	日光市木和田島	2612-1	17	44	
	日光市木和田島	2593	17	17	
	日光市木和田島	2659	17	76	
	日光市木和田島	2595	17	40	
	日光市木和田島	2646	17	78	
	日光市木和田島	2606	17	31	
	日光市木和田島	2610	17	46	
	日光市木和田島	2618-1	17	78	
	日光市木和田島	2633	17	85	
	日光市木和田島	2647	17	56	
	日光市木和田島	2651	17	60	
	日光市木和田島	2597	17	34	
	日光市木和田島	2611	17	43	
	日光市木和田島	2614	17	39	
	日光市木和田島	2617	17	38	
	日光市木和田島	2628	17	51	
	日光市木和田島	2630-12, 13	17	92	
	日光市木和田島	2668	17	73	
	日光市木和田島	3137・3138	17	73	
	日光市木和田島	3142	17	28.25	

日光市木和田島	2634	17	85
日光市木和田島	2639	17	99
			91
日光市木和田島	2630-2	17	91
日光市木和田島	2644	17	73
日光市木和田島	2657	17	74
日光市木和田島	2660	17	78
日光市木和田島	2648	17	77
日光市木和田島	2571-1	17	80
日光市木和田島	2572-1	17	81
日光市木和田島	2573	17	79
日光市木和田島	2574	17	77
日光市木和田島	2575	17	77
日光市木和田島	2576	17	77
日光市木和田島	2577	17	77
日光市木和田島	2579	17	74
日光市木和田島	2581	17	4
日光市木和田島	2582	17	3
日光市木和田島	2583	17	5
日光市木和田島	2584	17	5
日光市木和田島	2585	17	1
日光市木和田島	2588	17	1
日光市木和田島	2598-1	17	22
日光市木和田島	2580②	17	72
日光市木和田島	197	17	1
日光市木和田島	2586	17	1
日光市木和田島	2587	17	80
日光市木和田島	2589	17	10
日光市木和田島	2590	17	11
日光市木和田島	2591	17	21
日光市木和田島	3231	17	21
			10
			9
			6
日光市木和田島	2663-1	17	69
日光市木和田島			71
日光市木和田島	2601	17	35
日光市木和田島	2619	17	15
日光市木和田島	2650	17	59
日光市木和田島	2653・2654	17	63
			64
日光市木和田島	2615	17	41
日光市木和田島	2604	17	33
日光市木和田島	2605	17	33
日光市木和田島	355①	17	23

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
所在	地番	林班	小班	< 時 期 > ○丙から甲に対するDの支払いについて、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。	
日光市木和田島	379	17	25		
日光市木和田島	2632	17	55	< 相手方及び方法 > ○次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座	
			57		
日光市木和田島	201-1	17	9		
日光市木和田島	2658	17	75		
日光市木和田島	2613	17	42		
			39		
			40		
日光市木和田島	2602	17	33		
日光市木和田島	2620・2621	17	13		
日光市木和田島	2625	17	48		
日光市木和田島	2592	17	12		
			13		
日光市木和田島	2626	17	52		
			64		
			63		
日光市木和田島	2608	17	64		
			52		
日光市木和田島	2596	17	34		
日光市木和田島	2600	17	34		
日光市木和田島	2609	17	47		
日光市木和田島	2612-1	17	44		
日光市木和田島	2593	17	17		
日光市木和田島	2659	17	76		
日光市木和田島	2595	17	40		
日光市木和田島	2646	17	78		
日光市木和田島	2606	17	31		
日光市木和田島	2610	17	46		
日光市木和田島	2618-1	17	78		
日光市木和田島	2633	17	85		
日光市木和田島	2647	17	56		
日光市木和田島	2651	17	60		
日光市木和田島	2597	17	34		
日光市木和田島	2611	17	43		
日光市木和田島	2614	17	39		
日光市木和田島	2617	17	38		
日光市木和田島	2628	17	51		
日光市木和田島	2630-12, 13	17	92		
日光市木和田島	2668	17	73		
日光市木和田島	3137・3138	17	73		
日光市木和田島	3142	17	28.25		

日光市木和田島	2634	17	85
日光市木和田島	2639	17	99
			91
日光市木和田島	2630-2	17	91
日光市木和田島	2644	17	73
日光市木和田島	2657	17	74
日光市木和田島	2660	17	78
日光市木和田島	2648	17	77
日光市木和田島	2571-1	17	80
日光市木和田島	2572-1	17	81
日光市木和田島	2573	17	79
日光市木和田島	2574	17	77
日光市木和田島	2575	17	77
日光市木和田島	2576	17	77
日光市木和田島	2577	17	77
日光市木和田島	2579	17	74
日光市木和田島	2581	17	4
日光市木和田島	2582	17	3
日光市木和田島	2583	17	5
日光市木和田島	2584	17	5
日光市木和田島	2585	17	1
日光市木和田島	2588	17	1
日光市木和田島	2598-1	17	22
日光市木和田島	2580②	17	72
日光市木和田島	197	17	1
日光市木和田島	2586	17	1
日光市木和田島	2587	17	80
日光市木和田島	2589	17	10
日光市木和田島	2590	17	11
日光市木和田島	2591	17	21
日光市木和田島	3231	17	21
			10
			9
			6
日光市木和田島	2663-1	17	69
日光市木和田島			71
日光市木和田島	2601	17	35
日光市木和田島	2619	17	15
日光市木和田島	2650	17	59
日光市木和田島	2653・2654	17	63
			64
日光市木和田島	2615	17	41
日光市木和田島	2604	17	33
日光市木和田島	2605	17	33
日光市木和田島	355①	17	23